

## 働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめざす事業主の皆様へ、働き方・休み方改善コンサルタントが労働時間全般の相談に応じます（無料）。

香川労働局では、平成18年4月1日に施行された「労働時間等設定改善法」に基づき、監督課に労働時間等の設定の改善に関するアドバイスを専門に行う働き方・休み方改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）を配置しています。

ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問し、労働時間等の設定改善に向けたアドバイスや資料提供を無料で行っています。

コンサルタントは、労働法制などに専門の知識を有する社会保険労務士から任用されています。

是非、この機会にコンサルタントを活用して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組んでいただきますようご案内申し上げます。

### ～企業が抱えるこんな悩みにコンサルタントが対応します～

- ・社員の健康管理を考え、恒常的に長い時間外労働を削減したい。
- ・労働時間管理の具体的方法や変形労働時間制の導入について知りたい。
- ・有給休暇の取得を促進し、取得率をもっと上げたい。計画的に付与したい。
- ・その他、労働時間、休日等の働き方のルールに関して相談したい。

コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供（無料）を希望される場合には、お手数ですが、別紙の個別訪問申込書を郵送またはファックスで送付してください。また、ご不明な点がございましたら、下記の申込先にお問合せください。

#### 【申込先・お問合せ先】

香川労働局労働基準部監督課

〒760 - 0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階

電話 087-811-8918

FAX 087-811-8933